

「戸田市認知症とともに生きるあたたかいまちづくり条例(案)」

意見募集期間

令和5年11月1日 から令和5年11月30日 まで

概要

現在、我が国における急速な高齢化の進展に伴い、認知症の人の数が年々増加しており、今後も増加していくことが見込まれます。戸田市においても、将来急激な高齢化が予測され、認知症の人の数が増加することが見込まれ、認知症に対する取組をより一層推進していくことが求められます。

そこで、認知症に関する施策及び取組を総合的に推進し、全ての市民が同じ地域の一員として互いを尊重し、支え合い、認知症になっても安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的に、本条例を制定します。

市民生活への影響

市は、市民、事業者及び関係機関等と連携し、全ての市民が同じ地域の一員として互いを尊重し、支え合い、認知症になっても安心して暮らせるまちを実現するために、認知症に関する施策及び取組を総合的に推進します。

本条例では、市の責務を規定するとともに、市民は、正しい知識を得てその理解を深め、事業者は、認知症に関する知識や対応力を深めるための従業員への必要な教育を実施し、関係機関は専門性を活かし、地域に向けた認知症の理解促進や普及啓発に関する活動を行うよう、努めることを役割として定めています。また、市、市民、事業者、関係機関が相互に連携して取組を推進するよう定めています。

